<table>
<tr><td rowspan="3">施策名</td><td>大　事　項</td><td>海洋汚染対策</td><td rowspan="3">海上安全環境部</td></tr>
<tr><td>中　事　項</td><td>危険物運搬船の立入検査</td></tr>
<tr><td>小　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>２６年度の計画</td><td colspan="3">危険物運搬船は、ひとたび海難事故を起こした場合に海洋環境に甚大な被害をもたらし、また、その影響も長期化することが多いため、計画的に立入検査を実施し関係各技術基準への適合性を確認する。また、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査対象船舶以外の船舶の海洋汚染防止等設備についても定期的検査時、又は海上保安部からの通報時等の必要な時期に立入検査を実施することにより海洋汚染防止の強化、促進に努める。
具体的な目標として、危険物運搬船の立入検査を３３隻とする。

立入検査の対象となる危険物運搬船</td></tr>
<tr><td>２５年度の計画と評価（達成度）</td><td colspan="3">危険物運搬船は、ひとたび海難事故を起こした場合に海洋環境に甚大な被害をもたらし、また、その影響も長期化することが多いため、計画的に立入を実施し関係各技術基準への適合性を確認する。また、旅客船等に対しても海洋汚染防止等設備について定期的に立入を実施することにより海洋汚染防止の強化、促進に努める。
具体的な目標として、危険物運搬船への立入検査を３３隻とする。

（実施状況）
○平成２５年度
・危険物運搬船への立入検査隻数　　３４隻

○平成２４年度
・危険物運搬船への立入検査隻数　　３４隻</td></tr>
</table>